

東海地域における農林水産物・食品の 輸出促進について (東海農政局の取組み④)



令和6年2月

東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課

目次



- 7.その他関係機関との連携強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.23～
- 8.地理的表示（GI）保護制度の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・p.27～
- 9.海外プロモーションイベントへの参加と市場調査・・・・・・・・p.28～

7.その他関係機関との連携強化等



農林水産物・食品の輸出に関する各県担当者会議

東海農政局では、農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、管内関係機関との連携を深化させています。

①国の地方出先機関とセミナーを共催

- ・中小企業の一層の貿易促進を支援するため、令和5年1月18日、令和5年6月14日、令和6年2月5日に名古屋税関、管内関係機関と「輸出促進説明会 & 輸出入個別相談会」を共催しました。

②国の地方出先機関の取組を後押し

- ・中部経済産業局は、中部圏の“食”の魅力をアメリカへ発信する事業戦略として「米国ミッション」を展開しています。「米国ミッション」では、JETROや中小機構、地域商社と連携し、支援ネットワークを築き、参加企業に対する支援を行っており、東海農政局はミッションに参加を希望する輸出事業者を紹介するなど、当該取組を後押ししました。
- ・名古屋国税局が開催した「第10回東海地域日本産酒類輸出促進連絡会議」に出席し、改正輸出促進法の概要を説明。また、同会議には酒類製造業の方が多く参加していることから、新たにJAS規格の対象に有機酒類が追加され、今後、米国やEU等と有機酒類の同等性相互認証の交渉を進めていくことを紹介しました。

③管内各県（岐阜県、愛知県、三重県）との連携

- ・令和4年6月から、当局と東海3県の輸出担当課で担当者会議を開催し、輸出促進に関する支援策等の情報を共有するとともに、管内の輸出拡大に向けた意見交換を実施しています（2か月に1回開催）。

各県の食品輸出研究会①

管内の各県では、輸出促進、販路拡大などを目的として、食品輸出研究会を設立し食品企業のグループで取組を進めています。研究会の構成員は、東海農政局、JETRO、中小企業基盤整備機構等からの支援を受け輸出に取り組んでいます。定例会には、東海農政局、中部経済産業局、各県庁、農林中金などの金融機関も出席し、輸出に関する各種支援措置等を紹介するとともに、意見交換に参加しています。

岐阜県食品輸出研究会

県内の優れた食品の世界市場への輸出を目指す団体として、食品メーカー9社で構成され、海外で人気の高い日本酒、県産品の原料、岐阜県内で加工された食品など、日本食文化との親和性を持つ製品を中心に取り組んでいます。

～食品事業者の連携により輸出拡大に取り組む～

定例会を2か月に一度開催し、会員間の情報交換を行うとともに、農政局をはじめとする支援機関からの情報提供等の場として活用しています。

また、食品メーカーが連携して、現地の著名料理人との商談や多様な販路（スーパー、小売店）を訪問し、消費者ニーズ調査等を実施しています。



2019年、オーストラリアでの現地商談会等の様子

各県の食品輸出研究会②

愛知県食品輸出研究会

【R2補正「地域の加工食品の国際競争力強化支援事業」活用】

【R4補正「加工食品クラスター緊急対策支援事業」活用】

輸出先事業者の平松食品を中心に一次製品・加工食品メーカー45社で構成され、地域のステークホルダーを巻き込み、商流連携・他社とのコラボ商品（味噌と抹茶アイス）を開発しました。

構成員

平松食品



会長

県内メーカー



44社

- ・ 海外市場情報提供
- ・ プロモーション支援
- ・ 規制対策・認証取得支援

東海農政局

中部経済産業局

ジェトロ名古屋

愛知県・市町村

金融機関

- ・ 様々な商品の組み合わせによる食べ方や魅力発信
- ・ 異業種とのコラボ商品の開発
- ・ セミナー開催（HACCP認証、栄養分析、市場動向）

東海農政局長から愛知県食品研究会への感謝状

県内の農林水産物・食品の輸出促進に関する活動に尽力するとともに県内の食品企業の輸出の拡大に大きく貢献されたので、設立10周年に当たり、東海農政局長から感謝状を贈呈しました。



（同研究会の平松会長、志賀副会長、蛭川副会長
（令和3年11月17日撮影））

各県の食品輸出研究会③

三重三八会

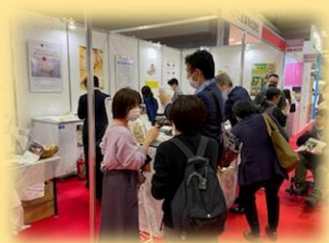
県内の優れた食品の世界市場への輸出を目指す団体として、食品メーカー5社で構成され、米国、中国、香港、EU、オーストラリアを中心に、小売りやECなどに向けた商品開発、販路開拓を行い、輸出に取り組んでいます。

令和4年度の活動実績

- 販路開拓事業
- 商品開発事業
- 市場調査・PR事業その他の事業

➤ 事業成果

地域向けに新たな販路開拓の目途が立つなどの成果を得ました。香港などの物流の効率化の検討を進めており、小口輸送の定期便も進めていく方向です。三重県のほか岐阜県、愛知県などの生産者との連携を進めていくことで東海地域の製品の広域での輸出拡大効果が期待できます。



(写真) FOODEX2023出展の様子



(写真) JETRO香港でのブリーフィングの様子



三重三八会を母体に・・・

中部国際物流協議会の設立

三八会を母体に中部国際物流協議会を立ち上げ、地域商社（株式会社萬来トレーディングコンサルタント）と連携し、名古屋港・四日市港・中部国際空港など地域インフラを活用した共同物流に取り組んでいます。また、連携企業の強みや経営資源を活用して長期保存技術の共同研究や商品開発、特許申請に取り組んでいます。

8.地理的表示 (GI) 保護制度の取組み



地理的表示(GI)保護制度とは

- ・GI制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するものです。
- ・ビジネスにおいては、地域と結びついた製品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みを見える化し、国による登録やGIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールです。

例

産品

生産地

- ・下伊那郡高森町（旧市田村）が発祥の「市田柿」のみを使用
- ・昼夜の寒暖差が大きいため、高糖度の原料柿ができる
- ・晩秋から初冬にかけて川霧が発生し干柿の生産に絶好の温度と湿度が整う
- ・じっくりとした「干し上げ」、しっかりとした揉み込み

育まれて確立

特性

- ・「市田柿」は特別に糖度が高い
- ・もちりとした食感
- ・きれいな飴色
- ・小ぶりで食べやすい
- ・表面を覆うキメ細かな白い粉化粧

地理的表示

市田柿



高い知名度を有する市田柿という名称から産地と産品の特性がわかる

- 地理的表示は、生産者団体が産品について登録を受け、構成員が使用。登録内容は明細書に記載。
- 登録を受けた生産者団体は、構成員が行う「生産」が、明細書に適合して行われるよう、必要な指導・検査等を実施（生産行程管理業務）。
- 東海地域で登録されている品目：【岐阜】①奥飛騨山之村寒干し大根 ②堂上蜂屋柿 ③飛騨牛 【愛知】④八丁味噌 ⑤豊橋なんぶとうがん 【三重】⑥特産松阪牛

- 登録された地理的表示が不正使用された場合には、行政が取締り。

9.海外プロモーションイベントへの参加と市場調査

海外プロモーションイベントへの参加と市場調査

1月10日から1月14日にかけて、輸出促進課の職員1名がシンガポールに出張しました。

関係機関との意見交換及び現地小売店の市場調査

- ・在シンガポール日本大使館、JETROシンガポール事務所、金融機関のシンガポール駐在事務所、農林中央金庫、現地日本食品輸入事業者等を訪問し、日本食の普及や現地の経済状況等について意見交換を行いました。
- ・現地ローカルスーパーのFairPrice、Cold Storage及び日系スーパーのDON DON DONKI、百貨店のISETANを訪問し、市場調査を行いました。

量販店企画（加工食品クラスター緊急対策支援事業）への参加

日系スーパーのIrohaMartにおいて実施中の「東海フェア（※1）」を訪問し、東海地域からの食品輸出について実態を調査しました。

※1 東海地域の商品を1月12日から2月2日まで販売します。



レストランタイアップ（加工食品クラスター緊急対策支援事業）への参加

現地レストランにおいて実施中の「東海フェア（※2）」を訪問し、集客や客層など実態を調査しました。

※2 高級日本料理店である「厨dining」及び日系カジュアルレストランである「RAMEN & CHARCOAL BAR TORASHO」で東海地域の産品を用いたメニューを開発、1月末まで提供しています。



Japan Travel & Food Fairへの参加

JNTOシンガポール事務所（※3）、JFOODOシンガポール事務所主催の日本の食と観光をテーマにした「Japan Travel & Food Fair」に参加し、東海地域の日本酒PRのサポートを行いました。

※3 日本政府観光局（JNTO：Japan National Tourism Organization、正式名称：独立行政法人国際観光振興機構）

